

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	支払調書等作成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人国立病院機構は、支払調書等の作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

独立行政法人 国立病院機構

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	支払調書等作成事務
②事務の概要	当該事務は、国立病院機構が外部の個人に対して報酬、料金を支払う際、源泉徴収を行い、税務署に納付した所得税及び復興特別所得税について、支払調書及び源泉徴収票を税務署に提出し、又は個人に交付するとともに給与支払報告書を関係市区町村に提出するものである。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書の提出事務において個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	マイナンバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
外部講師等個人番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	本部総務部
②所属長の役職名	総務部長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・本部総務部広報文書課 〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21 電話 03-5712-5062 ・北海道東北グループ人事担当 〒983-0045 宮城県仙台市宮城野区宮城野2-8-8 電話 022-291-0411 ・関東信越グループ人事担当 〒152-0021 東京都目黒区東が丘2-5-23 電話 03-5712-3101 ・東海北陸グループ人事担当 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1 電話 052-968-5171 ・近畿グループ人事担当 〒540-0006 大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14 電話 06-4790-8388 ・中国四国グループ人事担当 〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513 電話 082-493-6606 ・九州グループ人事担当 〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1 電話 092-852-1701 ・各病院事務部管理課又は企画課 下記URLを参照 https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0_000103.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本部総務部広報文書課 〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21 電話 03-5712-5062
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバーを取得する際は、記載書類と本人確認書類に基づき、本人確認を行うことを徹底している。保管時には施錠可能なキャビネット等で保管し、盗難等の対策を行っている。また、不要になった場合は遅滞なく処分しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	独立行政法人国立病院機構特定個人情報取扱規程を定め、これに則り漏えい・滅失・毀損を防ぐために次のような物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・特定個人情報を取り扱う電子媒体又は書類等は施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等に保管する。 ・特定個人情報を機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、暗号化又はパスワードにより秘匿する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	「IV リスク対策」に該当する各項目	(なし)	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の一部改正に伴う変更
令和1年6月21日	「I 関連情報」項目5.	総務部長 柳澤	総務部長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の一部改正に伴う変更
令和1年6月21日	「I 関連情報」項目7.	http://www.hosp.go.jp/disclosure/cnt1-0_000451.html	https://nho.hosp.go.jp/disclosure/cnt1-0_000451.html	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の一部改正に伴う変更
令和8年3月27日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	事後	新様式移行に伴う変更
令和8年3月27日	I-9 規則第9条第2項の適用	(なし)	適用なし	事後	新様式移行に伴う変更
令和8年3月27日	IV-8 人手を介在させる作業	(なし)	「IV-8 人手を介在させる作業」に記載のとおり	事後	新様式移行に伴う変更
令和8年3月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	「IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策」に記載のとおり	事後	新様式移行に伴う変更